



つむぎだより No.6

◇ダイエット秘話①◇

先月号で「合併秘話」が終了したので、今月より川端の「ダイエット秘話」を綴ります…（秘話でもないですが）。

今まで数々のダイエット（糖質制限、ファスティング、1日2食…）を試してきましたが、体重の折れ線グラフは、下がったと思えばぐーんと上がったりと、まるで不整脈のような波形です。

事務所のお菓子スペースに目がいくと我慢できず、自制心のなさを痛感し自己嫌悪に陥ります。

体を動かさないといけないと年初に誘われて、勢いで参加することになった50kmウォーキングの日が迫ってきました。

もともと4月4日だったのですが、コロナの影響で半年延期になったもののついに目前です。半年前に一度10kg落とした体重が+5kgになりました。どうなるでしょうか…。次回ご報告いたします。

★2020年10月号

1、複数事業労働者向けの労災保険給付(9月～)

★改正の趣旨

これまでは、複数の会社で働いている労働者の方について、労災認定が、働いているすべての会社の業務上の負荷を合わせず評価し、保険給付がすべての会社の賃金の合算額を基にせず行われていたことが課題でした。

多様な働き方を選択する方や複数就業している方が増えている最近の状況の変化を踏まえ、労働者災害補償保険法が改正されました。

★改正の対象者

今回の改正制度の対象となるのは「複数事業労働者」の方です。「複数事業労働者」とは、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方のことをいいます。

被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「複数事業労働者に類する者」として、改正制度の対象となります。

★改正内容

- ① 複数事業労働者の方への保険給付が、働いているすべての会社の賃金額を基礎に支払われるようになります。
- ② 新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由とな

る災害を「複数業務要因災害」といいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

複数事業労働者の方については、1つの事業場のみの業務上の負荷だけを評価して業務災害にあたらない場合でも、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。これにより労災認定されるときには、上記の「複数業務要因災害」を支給事由とする各種保険給付が支給されます。

1つの事業場のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、これまでどおり「業務災害」として、各種保険給付が支給されます。この場合であっても、すべての就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎に保険給付されます。

③ 労災保険には、各事業場の業務災害の多寡に応じ、労災保険率または保険料を増減させる、メリット制があります。新設の複数業務要因災害については、メリット制には影響しません。一方、複数事業労働者の業務災害については、業務災害が発生した事業場の賃金に相当する保険給付額のみがメリット制に影響します。



=季節のコラム=

10月10日は『目の愛護デー』。10・10を90度傾けた形を、眉と目玉に見立てているとのこと。耳の日(3月3日)などが語呂合わせであるのに対し、視覚的なところが面白いです。

目は様々な表現に使われますが、その中でも「目から鼻に抜ける」は、『機転が利く』という意味ですね。由来は奈良時代、大仏の完成間近に目をはめ込んだ職人が、顔の中に閉じ込められました。その時、鼻の穴から抜け出てきたのを見て、周囲が感心した、という説話からだとか。

ちなみに、10月11日はやはりその形から、「ウィンクの日」だそうです。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、令和2年度の地域別最低賃金の改定状況

令和2年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。

令和2年7月下旬に中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」では、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされましたが、各地方最低賃金審議会の判断で、小幅ながらも引き上げを行う動きがみられました(全国加重平均で対前年度比1円の引上げ)。

発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

・大阪府 964円

・兵庫県 900円

・京都府 909円

・滋賀県 868円

・奈良県 838円

・和歌山県 831円

・東京都 1,013円

・神奈川県 1,012円

・千葉県 925円

・愛知県 927円

・静岡県 885円

・三重県 874円

・長野県 849円

・福岡県 842円

・佐賀県 792円

・沖縄県 792円



3、今月のおすすめ本

今月は「夢をかなえるゾウ 4」をご紹介します。

このシリーズは1から3まで読みましたが、今回も笑いあり感動ありで、お勧めです。

家族を愛する主人公が、ある日余命3ヶ月を宣告されてしまいます。死に直面した主人公が、ガネーシャ(神様)から出された課題を、残された時間で取り組んでいきますが、「実はそうやったんや!」という驚きがあり、後半ではガネーシャの衝撃の言葉に考えさせられます。夢をかな

えることが本当に大切なことなのか?

改めて自分の使命を考えるきっかけになりました。(川端)

